

平成 26 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画

平成 26 年 3 月 26 日
硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

平成 26 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還については、「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」（平成 26 年 3 月 26 日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定）に基づき、以下の取組を実施する。

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、以下のとおり、滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施する。また、掘削・遺骨収容の結果について、位置情報を含め記録する。
 - ①滑走路下の反応箇所（101 箇所中、30 箇所）について掘削し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ②探索済みの壕 1 箇所について再確認し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ③芝生区域の反応箇所（1114 箇所）の全てについて掘削し、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- さらに、未探索の壕 1 箇所について、掘削方法を検討し、平成 27 年度早期に掘削を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官の支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、平成 26 年 10 月から、同年度に割り当てた外周道路外側の区分について、米国資料調査により得られた壕等の情報及び日本側収容実績等の分析を踏まえ、平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行う。踏査及び調査の結果、遺骨・壕等の存在が推

測される地点について掘削を行う。

また、面的調査の結果について、位置情報を含め記録する。

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺骨収集帰還団を派遣し、上記の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官による支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

3. 平成 23 年度から 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、通年で 14 回、遺骨収集帰還団を派遣し、引き続き、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、収容された遺骨及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員及び遺骨収集帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・在島自衛官による支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

4. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨収容、外周道路外側の面的調査・遺骨収容等の状況について、厚生労働省のホームページに随時掲載し、公表する。